

新型コロナウイルス感染症への今後の対応について（令和5年5月8日より実施）

令和5年5月8日(月)より、新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症に移行となります。このことを受け、学校では令和5年5月8日(月)以降の感染拡大防止対策として、下記の通り対応いたします。なお、今後の感染状況に応じて、変更が生じる場合があることをご承知おきください。

1 学校の教育活動について

感染状況や学校の状況に応じて、

- ・適切な換気
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- ・人と人との距離の確保

など基本的な感染症対策を実施した上で行います。

2 感染対策について

○感染が確認された児童の出席停止の期間

- ・発症した日を0日として5日間経過し、かつ、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して1日を経過するまでは出席停止です。

○出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。

○令和5年5月8日(月)以降は、濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなるため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の対象とはなりません。

○発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず登校を控えるようご理解・ご協力をお願いいたします。

○健康観察カードの提出は、なくなります。ただし、本校では、現在使用している健康カードをもって引き続き児童の体調管理を行いますので、5月31日(水)まで提出をお願いします。

○校外学習等で混雑した公共交通機関等を利用する場合など、マスクの着用が奨励される場面では児童・教職も着用を奨励します。

○学校の活動の中で、「感染リスクが比較的高い活動」の実施にあたっては、必要に応じて、一定の感染症対策（十分な換気、大声での会話を控える等）を講じた上で実施します。

3 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書について

○陰性証明、検査結果を証明する書類、治癒証明を提出する必要はありません。